

# 資料 E

協徳島支部発第 220120-01 号  
令和 4 年 1 月 20 日

全国健康保険協会  
理事長 安藤 伸樹 殿

全国健康保険協会徳島支部  
支部長 品川 晴旨  
(公印省略)

## 都道府県単位保険料率の変更に係る意見

標記について、健康保険法第 160 条第 7 項の規定に基づき、評議会の意見を踏まえ、下記のとおり当職の意見を申出いたします。

### 記

#### 1. 意見の要旨

- ・徳島支部の令和 4 年度保険料率を、令和 3 年度保険料率の 10.29%から 0.14 ポイント引き上げ 10.43%とすることについて、新型コロナウイルスの度重なる感染拡大により現在も厳しい経営を続けている県内の中小企業の現状を勘案すれば受け入れ難い。令和 4 年度保険料率に関しては、何らかの緩和措置を講じていただきたい。
- ・保険料率の変更時期については、令和 4 年 4 月納付分（3 月分）からで異論はありません。

#### 2. 理由等

評議会では中長期的視点から平均保険料率 10%維持はやむを得ないという意見が大勢を占めた一方、徳島支部令和 4 年度保険料率が対前年度 0.14%上がることについては、コロナ禍の中、厳しい経営が続いている県内の事業者のことを考慮すれば、受け入れがたいとの意見が多数ある。

当職としても協会けんぽの財政基盤は赤字構造であり、医療の高度化や令和 7（2025）年度以降、後期高齢者支援金が増えていくことを考えれば楽観視できる状況ではなく、中長期的に捉え、できる限り平均保険料率 10%を維持していくという基本的なスタンスは変えようがないと理解している。

しかし、平均保険料率 10%をすでに 0.29%上回っている徳島支部として

は、令和 2 年度一人当たり医療費が対前年度減少しているにも拘わらず保険料率が大幅に上がるることについて、事業主、加入者の納得が得られにくいと  
思っている。

現行の保険料率算出基準に基づき算出された結果ではあるものの、「医療費が減少しているのに保険料率が何故上がるの」という加入者・事業主の率直な疑問に対し、徳島支部の医療費は全国平均と比較して減少幅が小さく、一人当たり医療費で、全国平均との差額が広がったため保険料率が上がる  
ことになるという説明では納得していただけないと考える。全国的に医療費が減少している中で、各支部の令和 4 年度保険料率がどのように遷移するのか、保険料率が上がる支部の分布状況、引き上げ幅がどうなのかも踏まえ、緩和措置を検討していただくよう強く要望する。

また、同一保険者でありながら、保険料率が最低の支部と、最高の支部との格差は更に拡大しており、もはや限界を超えていると思料する。当支部も同様であるが、支部独自の努力だけでは如何ともし難い現実がある。今後の都道府県単位保険料率の在り方についても早急に検討していただきたい。

以上